

令和5年度茨城県外国人材活躍促進事業委託にかかる 企画競争募集要領

この要領は、令和5年度茨城県外国人材活躍促進事業委託に係る公募型プロポーザルの執行及び契約の締結について、プロポーザルを提出する者（以下「提出者」という。）及び受託者が留意すべき事項を定めたものであり、提出者は、次の事項を熟知のうえ、プロポーザルを提出してください。

当公募型プロポーザルは、茨城県議会令和5年第一回定例会における、令和5年度茨城県一般会計予算の成立および国における令和5年度デジタル田園都市国家構想交付金事業の交付決定を前提に実施いたします。

次に該当する場合は、提案を公募したに留まり、いかなる効力も発生しないことを了解の上応募願います。

- 1 令和5年度茨城県一般会計予算が成立しない場合
- 2 国において事業決定がなされなかった場合

なお、国において交付金の減額や事業内容の変更が決定された場合には、その内容に基づいて選定業者と協議をし、契約を締結するものといたします。

1 募集する企画提案に係る業務の概要

(1) 業務名

令和5年度茨城県外国人材活躍促進事業委託

(2) 事業目的

経済のグローバル化や人口減少、少子高齢化が急速に進む中において、県内企業における人手不足の解消及び県内産業を支える優秀な人材の確保に向けた取り組みが急務となっている。

本県が実施する令和5年度茨城県外国人材活躍促進事業（以下「外国人材活躍促進事業」という。）は、県内企業に対する外国人材の受入れ体制の整備や採用・就職等に関するノウハウ等の提供、外国人の就労にかかる関係機関との連携体制の構築、外国人材と県内企業とのマッチング支援等の取り組みを通じて、継続的かつ安定的に人材・労働力を確保し、県内企業の人手不足の解消、及び県内産業を支える優秀な人材の確保に繋げることで、県内産業の持続的な発展を目指すことを目的とする。

2 委託する業務の内容

別添「令和5年度茨城県外国人材活躍促進事業委託仕様書」のとおり。

3 業務委託期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

4 委託費上限額等

80,332,734円(消費税及び地方消費税含む)

5 応募資格

企画提案競争に参加しようとするものは、県内に営業拠点を有する法人その他の団体(以下、「法人等」という。)であって、次に掲げる要件を全て満たす法人等又は複数の法人等からなるコンソーシアムとします。

- (1) 茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項(平成8年茨城県告示第254号)に基づく競争入札参加資格があること。ただし茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者及び同条第2項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 茨城県税並びに消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- (5) 職業安定法(昭和22年法律第141号)による有料職業紹介事業者としての許可を受けていること。
- (6) 本業務と同種又は類似の業務を実施した経験を有する者であること。
- (7) 茨城県暴力団排除条例(平成22年茨城県条例第36号)第2条第1号又は同条第3号までに規定する者でないこと。

6 応募書類

(1) 「令和5年度茨城県外国人材活躍促進事業」委託企画提案応募申請書(様式1)

(2) 応募資格等確認用書類

証明書等は、申請日前3月以内に交付されたもの。

ア 応募資格の要件をすべて満たす旨の宣誓書(様式2)

イ 法人登記簿謄本(履歴事項全部証明書)

ウ 定款、寄付行為、規約又はこれらに類するもの

エ 法人格のない団体にあつては、代表者の住民票の写し(代表者が外国人である場合は、外国人登録証明書の写し)

オ 茨城県税、消費税及び地方消費税の滞納がないことの証明書

カ 直近3事業年度の事業報告書、決算書

キ 職業安定法第30条第1項の有料職業紹介の許可書の写し

ク コンソーシアムにあつては、代表責任者が明らかとなる協定書又はこれに類するもの

(3) 企画提案選考用書類

ア 企画提案書(任意様式A4版により別添仕様書の4に掲げる事項について具体的に記載してください。)

イ 経費見積書(様式3)

ウ 求人開拓及び求職者に対する就業支援に係る実績

エ 法人等の概要（様式4）

オ 法人等の概要を説明したパンフレット・リーフレット等

(4) 提出部数

上記（1）及び（2）を1部

上記（3）を6部

(5) 留意事項

ア 企画提案は、一法人等につき1件とします。

イ 提出された書類に虚偽又は不正があった場合は失格とします。

ウ 提出された書類の内容は変更することができません。

エ 提出された書類等は返却しません。

オ 応募申請書提出後に辞退する場合は、辞退届（様式5）を提出してください。

カ 採択された企画提案書の著作権は茨城県産業戦略部労働政策課に帰属します。

7 応募の手続き及び選定方法等

(1) 問い合わせ先及び応募書類の提出先

茨城県産業戦略部労働政策課雇用促進対策室 横田

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6

電話：029-301-3645 FAX：029-301-3669

電子メール rousei2@pref.ibaraki.lg.jp

(2) 応募手続き

ア 応募に関する質問

(ア) 受付期限

令和5年3月7日（火）午後3時まで

(イ) 質問様式

様式は自由としますが、以下の項目を明記してください。

a 件名は「令和5年度茨城県外国人材活躍促進事業委託に関する質問」としてください。

b 法人等の名称、部署名、氏名、電話番号、FAX番号及び電子メールアドレス

c 質問の表題

(ウ) 送付方法

持参、FAX又は電子メールのいずれかの方法により7（1）の問い合わせ先まで送付してください。

なお、FAX又は電子メールによる場合は、電話により届いていることを確認してください。

(エ) 回答方法

質問ごとに随時、質問者に対し、電子メール又はFAXにより回答します。

なお、企画提案書の審査に係る質問には回答できません。

イ 応募書類の受付

令和5年3月13日（月）午後5時を期限とします。期限までの平日午前9時から午後5時までに持参、又は郵送（必着）により提出してください。

(3) 選考について

ア 選考方法

(ア) 審査会の審査結果に基づき、受託候補者を1事業者選定します。

(イ) 審査会では、6(3)「企画提案選考用書類」によりプレゼンテーションを行っていただき審査します。

イ 選定結果の通知

受託候補者の選定後、速やかに結果を通知します。

なお、審査内容は非公開とし、審査結果についての異議申立ては認めません。

ウ 審査基準（プロポーザルの評価項目等）

① 実施体制・相談体制及び事業実施のスケジュールについて

- ・責任者や事業実施時の体制は妥当であり、業務遂行に無理がないか。
- ・同種、類似事業について豊富な経験・ノウハウを持っているか等。
- ・スケジュールに無理が無く、十分に実施可能であるか等。
- ・相談対応及び支援を行うにあたり適切なアドバイザーが配置されているか等。

② 外国人と県内企業等とのマッチング支援について

- ・就職マッチング、及び周辺支援の目標件数を達成するための具体的な取り組みや工夫が記載されているか。
- ・求人及び求職者の情報を効果的に集める取り組みが記載されているか。
- ・外国人材と県内企業とのミスマッチを防止する取組、工夫があるか。
- ・求人開拓の方法、企業の基準をチェックする体制が適切か。
- ・特定技能の試験対策の内容は適切であるか。

③ 外国人雇用モデル企業の育成について

- ・外国人雇用のモデル企業育成に繋がるような支援内容になっているか。

④ セミナー開催について

- ・会場、時期等が具体的に記載されているか。
- ・選定したテーマ、講師が適切か等。

⑤ 外国人材の県内への受入れ促進に向けた関係機関との連携について

- ・県が協力覚書を締結してきた海外政府や大学等の公的機関との実施を想定する取り組みについて、具体的かつ効果的な記載がされているか。
- ・連携の方法、及び連携により想定できる成果について詳細に記載されているか等。
- ・ツアーの行程、実施時期等が適切か等。

⑥ 県内企業における外国人材の定着支援について

- ・定着支援の内容について具体的な取り組み記載がされているか。
- ⑦母国での就職支援方法について
 - ・母国での就職支援をどのように進めていくか具体的に記載がされているか。
- ⑧県内企業における外国人材の適正な雇用の促進について
 - ・外国人材の適正な雇用の促進するための具体的な取り組みが記載されているか。
- ⑨経費積算の妥当性について
 - ・見積額は予算額以内であり、経費の積算は明確で妥当か等。
- ⑩独自の取組について
 - ・事業の実施にあたって、提案者独自の効果的な取組が記載されているか等。

8 受託候補者選定後の手続き

(1) 事業計画書の提出

受託候補者として選定された旨の通知を受けた者（以下「受託候補者」という。）は、受託期間中に実施する事業の計画を記載した事業計画書及び見積書を提出し、県の承認を得ることとします。

なお、県は、事業計画書の承認にあたっては、既に提出された企画提案書等の内容を基本としますが、本業務の目的達成のために必要と認められる場合には、受託候補者との協議により、企画提案書の内容を一部変更した上で、事業計画書の再提出を求めることがあります。この場合において、受託候補者との協議が整わなかった場合は、当該計画書は不承認とし、次点者と協議を行うものとします。

(2) 契約手続き

ア 契約書の締結

県は、(1)において提出された事業計画書を承認し、受託候補者から徴した見積書の額が、茨城県財務規則（平成5年茨城県規則第15号）第146条の規定に基づき作成された予定価格の範囲内であることを確認したときは、同規則に定める随意契約の手続きにより、契約書を取り交わします。

イ 契約保証金

当該業務の契約に際しては、受託者は契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約と同時に納付しなければなりません。ただし、茨城県財務規則第138条第2項第6号に該当すると認める場合は契約保証金を免除します。

9 その他留意事項

- (1) 受託者は、業務の一部を再委託することができます。その場合は、再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者等を明記の上、事前に書面にて報告し、県の承諾を得なければなりません。
- (2) 受託者は、本業務を通じて取得した個人情報の取り扱いについては、別記「個人情報取扱注意事項」に基づき、適正に行ってください。

- (3) 受託者は、本業務を行うにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできません。また、委託業務終了後も同様とします。
- (4) 本契約の執行に際しては、地方自治法（昭和22年政令第67号）や茨城県財務規則をはじめとする諸規定が適用されます。
- (5) 応募に要する経費は、すべて応募者の負担とします。